

福島医発第701号(地)

平成30年 6月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

学校における麻しん対策について

先般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部局に対し「麻しんの予防接種の推奨の周知について」が発出された旨、平成30年5月22日付福島医発第582号(地)にてご通知いたしましたが、今般、厚生労働省より文部科学省に対しても、標記について依頼がなされ、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

本件は、学校における麻しん対策について、関係部局・機関が十分連携のうえ「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」(平成30年2月)に基づき適切に対応する旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、園医、学校医をはじめ児童・生徒等の診療にあたる貴会会員への周知協力方お願いいたします。

「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」(平成30年2月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
副会長 山下拓郎

(健 I 37)

平成30年 5月21日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会

常任理事 道永 麻里

「学校における麻しん対策について（依頼）」の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件ですが、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県等衛生主管部局に対し、平成30年5月16日付、健感発0516第1号「麻しんの予防接種の推奨の周知について（協力依頼）」が発出されるとともに、文部科学省に対し、学校における麻しん対策について依頼がありました。

本件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、各都道府県等の主管課等に対し、関係部局・機関と十分連携のうえ「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」（平成30年2月）に基づき適切に対応する旨の依頼を実施するとともに、本会にも情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましては「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」（平成30年2月）に基づき適切にご対応いただくよう、会員宛に周知いただきますよう、お願いします。

なお、なお、本件につきまして、本会の感染症危機管理担当部署である健康医療第2課から、「麻しんの予防接種の推奨の周知について」（平成30年5月17日付 健Ⅱ51F）が別途、発出されていることを申し添えます。

【写】

事 務 連 絡
平成 3 0 年 5 月 1 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 私 立 大 学 事 務 局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における麻しん対策について（依頼）

厚生労働省健康局結核感染症課より、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部局に対し、平成 3 0 年 5 月 1 6 日付け健感発 0 5 1 6 第 1 号「麻しんの予防接種の推奨の周知について（協力依頼）」が発出されるとともに、当省に対し別紙のとおり、学校における麻しん対策について依頼がありました。

つきましては、関係部局・機関と十分連携の上、「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」（平成 3 0 年 2 月）に基づき、適切に対応して頂くとともに、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校に対し、周知頂きますようお願いいたします。

「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」（平成 3 0 年 2 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係
TEL:03-5253-4111（内線 2918）
FAX:03-6734-3794

健感発 0516 第 4 号
平成 30 年 5 月 16 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

学校における麻しん対策について（協力依頼）

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年 3 月 20 日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されております。また、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんウイルスの感染力及び麻しんの重篤性を鑑み、学校においても、日頃から十分な予防策を施すとともに、万一麻しんが発生した場合には迅速な対応をとることが重要です。貴職におかれては、「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」（平成 30 年 2 月作成）に基づく対応の徹底について、改めて周知していただきますようお願いいたします。

また、麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第五条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっており、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）第 3 の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

このため、貴職におかれては、都道府県教育関係部局において、保健衛生関係部局と連携しつつ、貴管内の学校等に対し、当該施設の職員の罹患歴や予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である 2 回接種していない場合には、予防接種を受けることを十分検討する必要があることを広く周知していただくとともに、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第十六条に定められる事後措置等の機会を通じ、必要な予防接種を受けるようにご指導いただきますようお願いいたします。

なお、麻しんの予防接種の推奨の徹底について、別添のとおり衛生主管部局長宛て通

知しましたので、ご承知おきいただきますようお願いします。

参考：学校における麻しん対策ガイドライン第二版

（作成：国立感染症研究所疫学センター、監修：文部科学省、厚生労働省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm

(別添)

健感発 0516 第 1 号
平成 30 年 5 月 16 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

麻しんの予防接種の推奨の周知について（協力依頼）

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年 3 月 20 日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されており、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっております。また、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）第 3 の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

つきましては、貴自治体におかれましても、都道府県教育関係部局、民生関係部局、医療機関と連携しつつ、貴管内の当該施設に対し、当該施設の職員等の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である 2 回接種していない場合には、予防接種を十分検討する必要があることを広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり内閣府、文部科学省、日本医師会、民生主管部局長宛てにも通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

内閣府子ども・子育て本部参事官 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

認定こども園の職員に対する麻しんの予防接種の推奨の周知について
(協力依頼)

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年 3 月 20 日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されており、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっております。また、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）第 3 の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

児童福祉施設等の職員については、定期接種の対象年齢未満であり、麻しんに対する免疫がない乳児と接する機会もあるため、特に注意が必要です。

このため、貴職におかれては、都道府県関係部局において、保健衛生関係部局と連携しつつ、貴管内の認定こども園に対し、当該施設の職員の罹患歴や予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である 2 回接種していない場合には、予防接種を十分検討する必要があることを広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、麻しんの予防接種の推奨の徹底について、別添のとおり保健衛生関係部局宛て通知しましたので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

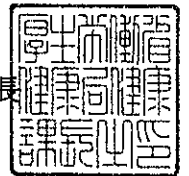


健健発 0516 第 1 号
健感発 0516 第 1 号
平成 30 年 5 月 16 日

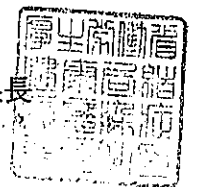
公益社団法人日本医師会

感染症危機管理対策室長 釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局健康課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しんの予防接種の推奨の周知について（協力依頼）

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年 3 月 20 日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されており、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっております。また、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）第 3 の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

つきましては、貴会の会員に対して、医療機関の職員等については、罹患歴や予防接種歴を確認し、予防接種を十分検討する必要があること及び麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種が推奨される対象については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した、「麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種の考え方」も参照することを周知いただきますようお願いいたします。

また、医療機関での麻しんの対応については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した「医療機関での麻疹対応ガイドライン」に十分ご留意いただきますよう、併せて周知のほどよろしく申し上げます。

参考１：麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種の考え方

（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine_20180417.pdf

参考２：医療機関での麻疹対策ガイドライン（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

健感発 0516 第 2 号
子総発 0516 第 1 号
平成 30 年 5 月 16 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市 } 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

児童福祉施設等の職員に対する麻しんの予防接種の推奨の周知について
（協力依頼）

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年 3 月 20 日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されており、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっております。また、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）第 3 の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

児童福祉施設等の職員については、定期接種の対象年齢未満であり、麻しんに対する免疫がない乳児と接する機会もあるため、特に注意が必要です。

このため、貴職におかれては、保健衛生関係部局と連携しつつ、貴管内の児童福祉施設等に対し、当該施設の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である 2 回接種していない場合（罹患歴及び予防接種歴が不明なものも含む。）には、予防接種を十分検討する必要があることを広く周知していただきますようお願いいたします。

願います。

また、保育所における麻疹を含めた感染症対策については、厚生労働省が取りまとめた「保育所における感染症対策ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしくお願いします。

なお、麻疹の予防接種の推奨の徹底について、別添のとおり衛生主管部局長宛て通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いします。

参考：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考：保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>